

勝山市農業委員会 議事録

平成28年12月26日

勝山市農業委員会

会議の概要

事務局長

ただいまから12月定例農業委員会を開催いたします。

事務局長

本日の会議ですが、4番 久保晴空 委員、11番 北山 謙治、17番 山口拓雄 委員は、所用のため欠席する旨の届出がありました。

事務局長

それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。

「会長あいさつ」

事務局長

ありがとうございました。

これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。

議長

これより本日の会議に入ります。

まず、事務局より12月分の経過報告を申し上げます。

事務局

それでは、12月分の経過報告をいたします。

「経過報告 説明」

議長

事務局からの報告はお聞きのとおりです。

なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長

ないようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、14番 下牧 一郎 委員、18番 前田 壽夫 委員の両名をお願いします。

議長

それでは、日程第1 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請認定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案31号 農地法第3条の規定による許可申請認定2件について説明いたします。

「議案第31号 説明」

議長

このことについては、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。

18番

1件目、資料3ページの写真が分かりやすいと思いますけど、約59㎡ですか、6×10mというところで問題がないと思いますのでよろしく申し上げます。2件目ですけど、事務局より説明がありましたように、●●●●●●●●●●の手前で写真は6ページが分かりやすいと思いますけど、土地改良をしていない所で三枚の田んぼでございます。譲渡人は、●●●出身ということで説明がありました。今回、隣接する田を所有する●●さんへの譲渡ですが、問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

10番 はい、2件とも面積は間違いはないですか。

18番 1番、59㎡今申し上げた通り、6×10mぐらい見たら分かりますけど現地でも間違いはないかなと。

10番 職務代理者目も？

事務局 はい、登記簿上での面積は、間違いなく839㎡となっております。

議長 それでは、最初に議案第31号について採決いたします。
議案第31号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議長 ないようですので、議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請認定については原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、日程第2 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付についてと日程第3 議案第33号の現況証明願いについては関連していますので、一括して議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付1件と議案第33号 現況証明願い1件について説明いたします。
「議案第32、33号 説明」

議長 このことについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

13番 事務局からの説明がありましたように、周りが住宅地で土地改良をしていないということで、問題ないかなと思います。

議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか？

議長 これより、議案第32号について採決いたします。
議案第32号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議長 ないようですので、議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付については原案のとおり承認することに決しました。

議長 引き続き、議案第33号 現況証明願いについて採決いたします。
議案第33号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議長 異議がないようですので、議案第33号 現況証明願いについては原案のとおり決しました。

議長 次に、日程第4 議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
1. 所有権移転、2. 利用権設定について事務局より説明をお願いします。
ご意見、ご質問は事務局の説明の後にお願いいたします。

事務局 それでは、議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についての1. 所有権移転について1件説明いたします。
「議案第34号 1. 所有権移転分 説明」

議長 1の所有権移転については、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。

13番 場所は北郷小学校より西側にありまして、譲受人は●●じゅうの田んぼを家族5人で耕作していきまして、認定農業者として大々的にやっています。そういうことで問題ないと思われまして。

事務局 続いて、2. 利用権設定について説明いたします。
「議案第34号 2. 利用権設定分 説明」

議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか？

職務代理者 ●●●●●●●●は、結局、農業公社にも預けてないのですね。

事務局 はい、個人から●●●●●●●●の相対をとということで計画書の提出がございました。

職務代理者 中間管理機構にも預けない？新規契約の中でも、経営転換協力金の交付対象となるのではないですか。今まで、農業経営していた。それを今回から辞めるような事例が、この中にもたくさんあると思うのです。その人はここで決定すれば、経営転換協力金を放棄したことになり、交付されません。それを承知で利用権設定しているかどうか。今質問しましたが、●●集

落は中間管理機構になぜ預けないのですか。

事務局

●●●●●●●●につきましては、10月の定例農業委員会に出ている部分があります。今回挙げている部分につきましては中間管理機構に預けられない用途区域部分になっております。中間管理機構に預ける部分については経営転換協力金の交付対象者はいらっしゃいます。

職務代理人

出来ないからしないと。

事務局

こちらの方は、どうしても用途区域内なので中間管理機構が扱ってないということとで相対の契約をしています。

職務代理人

それは承知なのですか。

職務代理人

●●さんは作業委託以外に、今回認定審査会の後、会長は●●●●●●●●が出来たので認定農業者はやめられました。●●さんは、●●集落の中で●●●●●●●●の仕事、作業それ以外に●●集落や●●周辺の集落の近くを耕作しています。●●周辺は、農業振興地域外で、要するに、中間管理機構があずかれないということですね。

職務代理人

経営転換協力金が貰えないと。

職務代理人

貰えません。

職務代理人

●●さんは農業をしていたのに貰えないの。農業公社で頼まれていたのでしょ。

事務局

●●さん個人が経営転換協力金の交付対象どうかは、農業政策課農業振興グループが担当しているのでお答えできませんが、たくさんの方に交付されると聞いております。

議長

質問ですが、●●●●●●●●の賃借料が段階的になっていますが、その説明をお願いします。

事務局

質問がありました、段階になっているのではないかとということですが、今回利用権の設定で用途地域を相対で設定があったわけですが、計画書といっしょにどういうふうな基準で決めていますと教えていただいたものがありますのでお伝えいたします。農用地について形のきれいな整形農用地である場合、その面積が200㎡未満ですと1,500円、500㎡を超えて1,000㎡未満ですと3,000円、1,000㎡を超え、1,500㎡未満で

すと4,500円、1,500㎡を超えると6,000円というような設定をされているそうです。農地が不整形農用地の場合については、1,000㎡未満については1,500円、1,000㎡を超え1,500㎡未満ですと3,000円、1,500㎡を超えると4,500円というように設定されていまして、それプラス登記面積このあたりは登記面積と実際の田んぼの面積がだいたい1.1倍ぐらいになっているところということで、それぞれの面積について1.1倍を乗じた金額をかけてしてあります。1,500円ですと1.1倍かけて1,650円というような設定となっているそうです。

職務代理者

その金額はどこからきたのですか。

事務局

こちらの金額につきましては、農地中間管理機構から●●●●●●に預けた金額と同一のものにしています。●●●●●●に預ける部分につきましては、農地中間管理機構につきましても相対にする分にしても同一の単価しています。

議長

次に、議案第34号について採決いたします。

議案第34号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長

ないようですので、議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決しました。

議長

それでは、日程第5 議案第35号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画の決定について」(中間管理事業分)と 日程第6 議案第36号 「農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について」は、関連がありますので、一括して議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第35号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画の決定について」と議案第36号「農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について」説明いたします。今月の農用地利用集積計画は、農地中間管理事業にかかるものです。

「議案第35、36号 説明」

議長

以上のとおり説明はお聞きのとおりです。

それでは審議に入ります。

ご意見、ご質問はありませんか？

議長

最初に議案第35号について採決いたします。

議案第35号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 ないようですので、議案第35号については原案のとおり決定することに決しました。

議長 続きまして議案第36号について採決いたします。
議案第36号は、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

議長 ないようですので、議案第36号の「農用地利用配分計画（案）」については「適当」との意見といたします。

議長 次に日程第7 議案第37号「農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第37号「農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」を説明いたします。
「議案第37号 説明」

議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

議長 これより議案第37号について採決いたします。
議案第37号は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

議長 異議がないようですので、議案第37号 「農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」は原案のとおり決しました。

議長 次に、報告事項に入ります。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告をお願いします。

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出2件について報告いたします。
(説明)

議長 このことについて何かありませんか。
では次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知についてを報告いたします。

議長	このことについて何かありませんか。 次に、その他に入ります。 議会、農業協同組合、土地改良区より報告がありましたらお願いします。
議長	次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明をお願いします。
事務局	今回は、1月25日（水）午後3時からの開催となります。 場所は、市役所3階第1会議室です。終了後、新年会を開催しますので、よろしく願いいたします。
議長	12月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。
職務代理者	それではこれで、12月定例農業委員会を終了いたします。最後まで慎重審議をありがとうございました。

勝山市農業委員会会議規則第16条の規定により、会議の顛末を証するためにこれに署名する。

議 長 松村 勘兵衛

14番 下牧 一郎

18番 前田 壽夫